都市景観形成基準適合確認書

（クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区都市景観形成地域

／中央通り周辺地区）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 都市景観形成基準 | | | | | チェック  欄 |
| 建築物及び工作物に関する基準 | 形態  ・  意匠 | | ○　中央通りに面する建築物のデザインは、中央通りの特性を活かした魅力的なものにするように努める。 | | □ |
| ○　中央通りに面する店舗の開口部は、閉店後も店舗の個性づくりや町並みの魅力向上に寄与するデザインに努める。 | | □ |
| ○　中央通りに面して高い建築物を建てるときは、通りへの圧迫感、町並みの連続性、日照、通風に配慮する。 | | □ |
| ○　中央通りに面する間口の大きな建築物については、町並みの単調さを避けるため、デザインに変化を持たせるように努める。 | | □ |
| ○　本川越駅の交差点部を玄関口にふさわしい町並みにするよう努める。 | | □ |
| ○　中央通りに面する建築物は、町並みに秩序を持たせるため、1、2階は賑わいのあるデザイン、3階以上は落ち着いたデザインにするように努める。 | | □ |
| ○　中央通りに面する建築物（店舗）の１階部分は人を招き入れるしつらえにするように努める。 | | □ |
| ○　中央通りに面する建築物に駐車場を設ける場合は、建物内に組み込むか、景観に配慮したしつらえとするように努める。 | | □ |
| ○　中央通りに面する駐車場などの建築物の建っていない敷地は、町並みの連続性に配慮したしつらえとするように努める。 | | □ |
| ○　公共空間（道路や公園等）への正面性に配慮しつつ、周囲の町並みや環境との調和を図るとともに、壁面の後退や分節化などにより、圧迫感を与えないように配慮する。 | | □ |
| ○　道路に面した車両の出入口は、必要以上に大きくならないようにし、町並みの連続性に配慮する。 | | □ |
| ○　共同住宅では、バルコニー等の形態の工夫により、公共空間（道路や公園等）から洗濯物などが見えにくくなるように配慮する。 | | □ |
| ○　屋外階段は、建築物本体との一体感や調和に配慮する。 | | □ |
| ○　屋外に設置される建築設備等については、公共空間（道路や公園等）から目立たないような場所への設置や目隠しの設置について配慮する。 | | □ |
| 建築物及び工作物に関する基準 |  | | ○　自然素材の使用に努める。 | | □ |
| 形態・意匠 | 色彩の基準 | ○　建築物の外壁や工作物の外観を構成するものの色彩は、周囲の町並みや環境との調和を図るとともに、表1のとおりとする。 | | □ |
| ○　各立面につき、当該面積の10分の１以下の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、表1は適用しない。 | | □ |
| ○　建築物の外壁や工作物の外観を構成するものは、原色に近い色彩はできるだけ避けるものとする。 | | □ |
| ○　中央通りに面する建築物の色彩は、落ち着いた色調にするよう努める。 | | □ |
| 〇　多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する色の数や面積等のバランスに十分配慮する。 | | □ |
| ○ 着色していない木材、土壁（漆喰仕上げを含む）、石材、ガラス、金属等の材料によって仕上げられる部分の色彩は、表1は適用しない。 | | □ |
| ○　他の法令により定められた色彩については、この制限を受けないものとする。 | | □ |
| 形態・意匠への配慮・工夫事項の説明 | |  | | |
| 門塀・擁壁等 | | ○　中央通りに面して門、塀等は極力避け、やむを得ない場合においては、町並みの連続性に配慮したしつらえとするように努める。 | □ | |
| 門塀・擁壁等への配慮・工夫事項の説明 | |  | | |
| 仮設物 | | 〇　仮囲い等の工事用仮設物や仮設建築物などは、良好な景観を損なわないように、設置場所、形態、色彩等に配慮する。 | | □ |
| その他の基準 | 夜間  景観 | | ○　良質な夜間景観を演出するように努める。 | | □ |
| ○　屋外の照明は、周辺環境に配慮し過剰な光が周囲に拡散しないように配慮する。 | | □ |
| ○　屋外の照明は、建築物や工作物の形態・意匠や用途に合わせ、それぞれにふさわしい色温度となるように配慮する。 | | □ |
| その他の基準 | 屋外  広告物 | | ○　屋外広告物の設置にあたっては、関係法令を遵守し、町並みの魅力向上に寄与するデザインとする。 | | □ |
| 緑化等 | | ○　既存樹木については、できる限り保存し活かす。 | | □ |
| ○　公共空間（道路や公園等）に接する部分については、緑化を図るなど、空間のつながり方に配慮する。 | | □ |
| ○　中央通りに面する戸建て住宅以外で、道路から3ｍ以上、壁面を後退させた場合は、植栽・照明等の設置に努める。 | | □ |
| ○　中央通りに面する敷地では、通りに面して花や緑を設けるように努める。 | | □ |
| ○　中央通り以外の道路に面する側は、生け垣などによる緑化に努める。 | | □ |
| ワゴン | | ○　物販を目的としたワゴン等の設置に際しては、道路法を遵守し、町並みの魅力向上に努めるようにする。 | | □ |
| 自動販売機 | | ○　自動販売機などは、町並みに配慮した配置やデザインに努める。 | | □ |
| その他の基準への配慮・工夫事項の説明 | |  | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地域が定めた自主的な規定です。景観法等に基づくものではありません。 | | | |
| 自主規定 | 管理 | ○　空き地及び工事中の敷地、屋外駐車場、駐輪場においては管理を徹底する。 | □ |
| 用途 | ○　中央通りに面する戸建て住宅を除く建築物の1階の用途は極力、店舗にする。 | □ |
| ○　建築物の用途は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律における第2条第6項店舗型性風俗特殊営業と第2条第7項無店舗型性風俗特殊営業を禁止する。 | □ |
| 事前　協議 | 〇　高さが15ｍを超え、又は建築面積が1,000㎡を超える建築物を建築しようとする場合には、行為の届出の前に地区の自治会及び商店街と都市景観形成基準に関して協議することとする。 | □ |
| 〇　中央通りに面して、高さが15ｍ以下、かつ建築面積が1,000㎡以下の建築物を建築しようとする場合には、行為の届出の前に中央通り周辺地区の自治会及び商店街と都市景観形成基準に関して協議することとする。 | □ |

＜表１　クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区の色彩の範囲＞

（数値はマンセル表色法によるマンセル値）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 色相 | 明度 | 彩度 |
| 7.5R〜7.5Y（7.5Yは含まない） | 2以上9以下 | 6以下 |
| 7.5Y〜7.5GY(7.5GYは含まない) | 2以上9以下 | 4以下 |
| 7.5GY〜7.5RP(7.5RPは含まない) | 2以上9以下 | 2以下 |
| 7.5RP〜7.5R(7.5Rは含まない) | 2以上9以下 | 4以下 |

備考　チェック欄については、該当する□にレ点を記入してください。